

摂津市議会

# 議会運営委員会記録

平成26年2月18日

摂津市議会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

### 1. 会議日時

平成26年2月18日(火) 午前 9時58分 開会  
午前10時47分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長	南野直司	副委員長	大澤千恵子	委員	森西 正
委員	東 久美子	委員	中川嘉彦	委員	山崎雅数
委員	嶋野浩一朗				
議長	村上英明	副議長	野原 修		
議員	上村高義				

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

副市長 小野吉孝                      総務部長 有山 泉

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長	寺本敏彦	同局局次長	藤井智哉	同局総括主査	湯原正治
同局主査	田村信也	同局書記	長澤佳子	同局書記	井上智之

### 1. 案件

・平成26年第1回定例会審議日程及び議事日程について

(午前9時58分 開会)

○南野直司委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

副市長。

○小野副市長 おはようございます。本日、議会運営委員会を開催頂きまして、ありがとうございます。来たる20日から開催予定の平成26年第1回定例会におきまして、予算案件15件、人事案件3件、条例案件18件、その他案件2件の計38件を予定しております。案件の概要につきましては総務部長より説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○南野直司委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は東委員を指名します。

それでは、第1回定例会の提出議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○有山総務部長 それでは、平成26年第1回定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、議案第1号から議案第8号までは、各会計の平成26年度当初予算でございます。お手元に配付させていただいた資料に基づきまして説明させていただきます。

議案第1号は、平成26年度摂津市一般会計予算でございます。歳入歳出総額は当初予算額333億4,411万5,000円となり、平成25年度当初予算額324億7,323万2,000円と比べまして、8億7,088万3,000円、2.7%の増となっております。

次ページの一般会計予算総括表で歳入の前年度比較、歳出で款別及び性質別で前年度比較をしておりますので、併せてご参照願います。

次に、各特別会計の当初予算でございます。まず、議案第2号、平成26年度摂津市水道事業会計予算は、表の中段以降をご参照ください。収益的収入は、21億9,501万1,000円となり、対前年度327万9,000円、0.1%の減となります。次に収益的支出は19億7,184万3,000円で、対前年度3,849万2,000円、1.9%の減となっております。

次に資本的収入は3,470万円となり、前年度と比較しまして380万円、12.3%の増となっております。一方、資本的支出では9億6,029万4,000円となり、対前年度3億5,487万4,000円、58.6%の増となっております。

その結果、それぞれの収入合計(1)プラス(3)では22億2,971万1,000円となり、対前年度52万1,000円、微増となっております。支出合計(2)プラス(4)のC欄では29億3,213万7,000円となり、対前年度3億1,638万2,000円、12.1%の増となっております。

続きまして、議案第3号、平成26年度摂津市国民健康保険特別会計予算の当初予算額は、112億8,352万3,000円であり、対前年度では2億1,582万2,000円、2.0%の増となっております。

議案第4号、平成26年度摂津市財産区財産特別会計予算では、当初予算16億9,884万5,000円は、対前年度3,324万2,000円、2.0%の増の予算となっております。

議案第5号、平成26年度摂津市公共下水道事業特別会計予算では、当初予算額62億1,633万円となり、対前年度4億9,875万7,000円、8.

7%増となっております。

議案第6号、平成26年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算では、当初予算額1,734万6,000円となっております。対前年度361万7,000円、17.3%減となっております。

議案第7号、平成26年度摂津市介護保険特別会計予算では、当初予算額47億9,665万1,000円となり、対前年度2億6,566万3,000円、5.9%の増となっております。

議案第8号は、平成26年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算でございます。当初予算額8億4,400万3,000円を計上いたしており、対前年度5,975万6,000円、7.6%増となっております。

続きまして議案第9号から議案第15号までは、平成25年度の各会計の補正予算となっております。年度末を控え、決算を見込みながら、予算執行額の不用額の整理のほか、一部増額補正を行う等、予算調整を図っております。各会計の補正状況は3枚目に平成25年度摂津市3月補正予算総括表としてまとめております。

先ずはじめに、議案第9号は平成25年度摂津市一般会計補正予算第6号でございます。125万8,000円の増額補正を行い、補正後予算額は339億72,736万6,000円といたすもので、臨時福祉給付費・子育て世帯臨時特例給付費の給付事業に係る3月までの経費を計上いたしております。債務負担行為の補正は、臨時福祉給付金等給付事業で期間は平成26年度とし、限度額4,670万6,000円を計上しております。

次に、議案第10号、平成25年度摂

津市一般会計補正予算第7号でございます。8,451万5,000円の増額補正を行い、補正後予算額は340億1,188万1,000円といたすものであります。今回の補正の中に、国の一時補正に伴う学校施設環境改善交付金による小学校耐震補強等事業3億7,481万6,000円及び中学校耐震補強等事業6億7,483万4,000円は補正後、平成26年度へ繰り越しいたします。

次に、議案第11号の平成25年度摂津市水道事業会計補正予算第2号は、中段より下に記載しておりますように、収益的収入では629万2,000円の減額補正、収益的支出において2,401万円の減額補正、資本的収入は補正計上はなく、資本的支出では1,107万3,000円の減額補正となっております。

その結果、収入合計では629万2,000円減額補正となり、補正後額22億2,289万8,000円とするものです。支出合計では3,508万3,000円の減額となり、補正後額25億6,713万6,000円とするものです。

議案第12号は、平成25年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算第5号で、1億656万6,000円の増額補正を行い、補正後額115億4,684万7,000円とするものです。

続きまして、議案第13号、平成25年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算第2号は、684万3,000円の減額補正を行い、補正後額59億5,608万3,000円とするものです。

議案第14号、平成25年度摂津市介護保険特別会計補正予算第3号は5,797万3,000円の増額補正を行い、補正後額46億5,922万4,000円とするものです。

議案第15号、平成25年度摂津市後

期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、3,328万8,000円の増額補正を行い、補正後額8億2,110万9,000円とするものです。

議案第16号、公平委員会委員の選任について同意を求める件であります。

現在、委員として就任いただいております泉正紹氏が平成26年3月13日をもって任期満了となります。その後任として、村山英昭氏に就任をお願いするもので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

議案第17号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件であります。

現在、委員として就任いただいております玉井敬浩氏が平成26年4月21日に任期が満了となります。玉井敬浩氏に再任をお願いするもので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

議案第18号、監査委員の選任について同意を求める件であります。

現在、委員として就任いただいております脇田俊弘氏が平成26年5月18日をもって任期満了となります。その後任として、奥村良夫氏に就任をお願いするもので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

次に、議案第19号は市道路線認定の件でございます。別府81号線ほか4路線の路線認定であり、総延長241.8メートルの認定となっております。

議案第20号は損害賠償の額を定める件でございます。

平成25年3月25日午後6時頃、摂津市烏飼中三丁目3番30号地先、ゆりのき公園内で屋根付きシェルターの梁部

分に児童二人がぶらさがって遊んでいたところ、シェルターの支柱が折れ、側にいた10歳児が右下腿部を骨折したものです。損害賠償の額101万5,510円の損害賠償を支払うものです。

なお、この損害賠償額については、全国市長会市民総合賠償保険から支払われます。

続きまして、議案第21号は摂津市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定の件であります。

消防組織法の一部改正の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。その内容は消防組織法第15条第2項の規定に基づく消防長及び消防署長の資格の基準を参酌し、条例に定めるものです。

なお、平成26年4月1日から施行します。

議案第22号は摂津市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件であります。

平成26年4月1日に予定されている機構改革に伴う変更を条例で定めるものです。その内容は総務部総務課にあった市史編さん業務を市史編さん室とし、新たに設けるための改正となっております。

なお、平成26年4月1日から施行します。

議案第23号の摂津市附属機関に関する条例等の一部を改正する条例制定の件であります。

地方自治法第138条の4第3項の主旨に鑑み、附属機関及び規則や要綱で設置している会議体を見直し、条例の一部を改正するものです。その内容は附属機関に該当するものを条例で定めるもので、新たに規定する審議会は、摂津市男女共同参画推進審議会、摂津市保育料審議会、摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会、摂津市都市景観まちづくり審議会、摂津市水道事業経営審議

会の5審議会。

新たに規定する委員会は、摂津市市民公益活動推進委員会、摂津市予防接種健康被害調査委員会、摂津市老人ホーム入所判定委員会、摂津市小中学校結核対策委員会、摂津市立小中学校教科用図書選定委員会、摂津市いじめ問題対策委員会の6委員会。

新たに規定する協議会は、摂津市健康づくり推進協議会、摂津市地域福祉計画推進協議会、摂津市次世代育成支援行動計画推進協議会の3協議会となっております。

それぞれ条例で定めるものとごさます。

なお、平成26年4月1日から施行します。

議案第24号、摂津市職員の修学部分休業に関する条例及び摂津市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

地方公務員法の一部改正の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。その内容は、摂津市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例で、地方公務員法に規定する修学部分休業期間について修学に必要なと認められる期間と定めるものです。

摂津市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例で、地方公務員法に規定する高齢者部分休業について高齢の要件にかかる規定を削除し、公務の運用に支障のない範囲で高年齢職員のニーズに応えるため、期間は5年とし、年齢は55歳とするものです。

なお、平成26年4月1日から施行します。

議案第25号、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

特別職の非常勤職員について、勤務態様を勘案し、適性な任用を図るため条例の一部を改正するものです。改正内容は、今後任用の見込みのない12種類の嘱託員を廃止し、新たに4種類の委員を追加し、選挙にかかる12種類について国基準に報酬額を見直すものでございます。

なお、平成26年4月1日から施行します。

議案第26号、摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

選挙管理委員会事務局と監査委員事務局及び公平委員会事務局を併合することに伴い条例の一部を改正するものです。改正の内容は、事務局長を部長級にし、その下に次長級をおくため、それぞれの管理職手当の額を定めるもので、旧局長、課長級5万5,000円を新局長、部長級8万円に、また従前は局次長をおいていませんが、新局次長、次長級の場合6万円に、課長級の場合は5万5,000円とするものです。

なお、平成26年4月1日から施行します。

続きまして、議案第27号は一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

環境センターの業務の一部を委託することなどにより条例の一部を改正するものです。その内容は、一般廃棄物の焼却若しくは焼却残さ処理業務の特殊勤務手当を従前、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計の100分の12.5としていたものを、改正後、業務一日につき600円とし、また、し尿処理業務の特殊勤務手当を従前、日勤業務一回につき600円、夜勤業務一回につき1,300円としていたものを、改正後、業務一日につき600円とします。

なお、平成26年4月1日から施行します。

議案第28号は摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

地方独立行政法人法の一部改正の施行に伴う条文の整備及び退職手当の調整を国の基準にあわせるため条例の一部を改正するものです。その内容ですが、退職手当の調整額を改正するもので、第1号区分、部長級4万5,850円を5万円に、第2号区分、次長級4万1,700円を4万5,850円に、第3号区分、課長職3万3,350円を4万1,700円と改めます。

なお、平成26年4月1日から施行します。

続きまして、議案第29号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件であります。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正に伴い条例の一部を改正するものです。その内容は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例で、条例第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」とすること。

摂津市立ふれあいの里条例の一部を改正する条例で、条例第5条第2号中「第5条第14項」を「第5条第13項」に、同条第3号中「第5条第15項」を「第5条第14項」とすること。

摂津市立みきの路の一部を改正する条例で、条例第2条第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」とすること。

摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例で、条例第9条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条

第11項」とするなど、それぞれ引用文の整理を行っております。

なお、平成26年4月1日から施行します。

議案第30号、摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例の一部を改正する条例制定の件であります。

全ての階層を支給対象としている現行条例に対象外の階層をおくため条例の一部を改正するものです。その内容は条例の規定中、補助対象者を園児の保護者とし、ただし書きとして規則に定める補助対象外保護者を除くとしております。ただし、補助対象外保護者については、平成26年度から国の幼稚園就園奨励補助金交付要綱の改定により補助されることとなっております。

なお、平成26年4月1日から施行します。

議案第31号、摂津市立児童センター条例の一部を改正する条例制定の件であります。

利用者の利便性を図るため条例の一部を改正するもので、その内容は、従前の児童センターの開館時間午前8時45分から午後5時15分までを、5月1日から8月1日までの間にあって、午前8時45分から午後6時15分までと改正いたします。

なお、平成26年4月1日から施行します。

議案第32号、摂津市立障害児童センター条例の一部を改正する条例制定の件であります。

児童福祉法の一部改正の施行に伴い条例の一部を改正するものです。その内容は、児童発達支援事業及び保育所等訪問支援を実施するため、条例名を「摂津市立障害児童センター」から「摂津市立児童発達支援センター」に改め、規定中、

「児童発達センター」を「児童発達支援センター」に改めます。

また、新たな事業として、障害児通所指導事業として保育所等訪問支援を加えます。平成26年3月31日までの使用料の額の特例は、平成31年3月31日まで延長します。

なお、平成26年4月1日から施行します。

議案第33号、摂津市乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

乳幼児の医療費助成の対象年齢を引き上げるため改正するものでございます。その内容は、通院による医療費の助成を小学校終了まで拡大し、医療費の助成を受ける対象のうち小中学生の場合には所得制限を設けるものです。

なお、平成26年9月1日から施行します。

議案第34号、摂津市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

老人医療費助成対象者の市単独事業廃止のため条例の一部を改正するものです。その内容は、老人医療費助成対象者の市単独事業廃止、一部負担金補助対象者の障害手帳3級、4級及び被爆者健康手帳を交付する要件の市単独事業を廃止するものです。

なお、平成26年8月1日から施行します。

議案第35号、摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件であります。

摂津市立自動車駐車場の利用者の利便性及び利用率の向上を図るため条例の一部を改正するもので、その内容は摂津市立小川自動車駐車場で供用時間を「午前9時から午後10時まで」から「終日」

とし、休場日を「12月29日から1月3日」までを休場日なしとします。また、一時使用料を従前の一日一回につき一般300円、障害者100円としていたものを、一日の範囲内で駐車時間が5時間以内の場合は60分以内ごとに一般100円、障害者50円とし、6時間を超える場合は一般600円、障害者300円を最大とし、一日を超える駐車についても、一日単位ごとに加算します。

摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場で供用開始時間を「午前6時から午後11時まで」を「午前5時から翌日午前1時まで」とします。

摂津市立南摂津駅前第1自動車駐車場で供用開始時間を「午前6時30分から午後10時30分まで」とあるものを「終日」とし、休場日を「12月31日から1月3日まで」を休場日なしとするものです。

なお、平成26年4月1日から施行します。

議案第36号、摂津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件であります。

摂津市立自転車駐車場利用者の利便性及び利用率の向上を図るため条例の一部を改正するものです。その内容は摂津市立南摂津駅前第3自転車駐車場で駐車できる車両の種類を「自転車」から「自転車・原動機付自転車」とするもので、摂津市立南摂津駅前第2自転車駐車場で供用時間を「午前5時30分から翌日午前0時30分まで」から「終日」とし、休場日を「12月31日から1月3日まで」とあるのを休場日なしとするものです。

なお、平成26年4月1日から施行します。

議案第37号、摂津市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例制定の件で



あります。

刑事被告事件の手續への参加に伴う、被害者参加人の経済的負担を軽減するため、犯罪被害者等の権利、利益の保護を図るための刑事手續に付随する措置に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。その内容は公判期日又は公判準備に出席した被害者参加者に対し、国が被害者参加旅費等支給する制度を創設したため、従前まで旅費を補助することとしていた条例第11条の規定を削るものです。

なお、公布の日から施行するものです。

議案第38号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件であります。

消防法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い条例の一部を改正するものです。その内容は消防法施行令の一部を改正による任用条文の整理及び消費税の税率引き上げの影響に伴い、増額改定が必要となる手数料のうち、消防法第11条第1項前段に規定する製造所及び一般取扱所の設置の許可にかかる手数料、製造所「9万1,000円」を「9万2,000円」に改定し、一般取扱所「9万1,000円」を「9万2,000円」に改定するものです。

なお、平成26年4月1日から施行します。

今回お願いしております議案のうち、議案第9号、平成25年度摂津市一般会計補正予算第6号につきましては、臨時福祉給付費・子育て世帯臨時特例給付金の給付事務にかかる3月までの経費を補正するものであります。即決議案としていただきたくお願いを申し上げます。

本日の議会運営委員会に議案としてお諮りできないもので、今後、平成26年第1回摂津市議会定例会に追加議案とし

て提出予定となるものが3件ございます。

まず、平成24年10月23日、民生常任委員協議会に報告いたしました養子縁組の届出にかかる損害賠償請求事件の判決が平成26年2月26日、大阪地方裁判所で結審が予定されております。判決文受領後、市の対応について方針を決定し、議案として追加させていただくことも予想されるところであります。

また、非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については政令改正が平成26年3月上旬公布予定となっております。この件につきましては、政令が予定どおり公布された場合、平成26年3月25日議案の追加を行い、3月26日の議会運営委員会にお諮りしたいと考えております。

次に、国民健康保険条例の一部を改正する条例について現時点で政令の公布がなされておられません。3月上旬に公布された場合は、消防の追加議案と同様の扱いをさせていただきたいと存じます。

また、3月末に政令公布となった場合は同日付けの専決で対応させていただきたいことも併せてお願い申し上げます。

以上、平成26年第1回定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○南野直司委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けしたいと思っております。

山崎委員。

○山崎雅数委員 このあと付託先の審議が議運でやられるんですけども、議案第23号ですね、附属機関に関するということになると、先ほどもご説明ありましたように民生常任委員会とか文教常任委員会、総務だけでなくそういった内容にわたるかと思うんですけども、そういうことでよろしいですね。確認だけしときたいと思うんですが。

○南野直司委員長 総務部長。

○有山総務部長 それぞれの委員会に付託するというのではなくて、これは条例として一本のものでございまして、今まで要綱あるいは規則で定めていたものを一括してやるもので、その性質上、一括して審査していただきたいと思っております。

○南野直司委員長 ほかに何かないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司委員長 ないようですので、以上で質問を終わります。

理事者の皆さんは退席いただいて結構です。

暫時休憩します。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時39分 再開)

○南野直司委員長 再開します。

それでは、第1回定例会の審議日程及び議事日程について事務局から説明をお願いします。

田村主査。

○田村主査 第1回定例会の審議日程等の事務局案について説明申し上げます

まず、会期は、2月20日から3月28日までの37日間でございます。

審議日程につきましては、本会議初日の2月20日は、平成26年度市政運営の基本方針と、付託案件についての提案説明、即決案件の審議でございます。

また、この日の午後5時15分が議会議案の届出締切りでございます。

2月25日の正午が代表質問の届出締切りでございます。

3月5日の本会議では、付託案件に対する質疑、委員会付託ののち、6日にかけての2日間が代表質問でございます。

10日が建設及び民生常任委員会、11日が総務及び文教常任委員会で12日

及び13日が常任委員会の予備日、18日が駅前等再開発特別委員会でございます。

19日の正午が一般質問の届出締切りでございます。

26日が議会運営委員会、28日は本会議で、一般質問に続き、休会分の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。

また、この日の本会議終了後開催いただく議会運営委員会は、次の定例会の審議日程の仮決定をお願いするものでございます。

以上が審議日程案でございます。

続きまして、2ページからの議事日程について説明申し上げます。

まず、2月20日につきましては、日程1が会期の決定、日程2が平成26年度の市政運営の基本方針でございます。

日程3は、議案第16号、公平委員会委員の選任同意、議案第17号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意、議案第18号、監査委員の選任同意で、先ほどの協議会での態度表明をもとに、一括簡易採決と備考欄に記載いたします。

日程4は、議案第1号、平成26年度摂津市一般会計補正予算など、付託案件の32件で、一括して提案説明を受けていただきます。なお、質疑は後日となります。

日程5は、平成25年度摂津市一般会計補正予算第6号で、即決でございます。

日程6は、議案第19号、市道路線認定の件で、即決でございます。

日程7は、議案第20号、損害賠償の額を定める件で、即決でございます。

3月5日は、日程1が議案第1号、平成26年度摂津市一般会計予算など付託案件32件で質疑ののち、所管の委員会付託となります。

日程2が代表質問でございます。

6日も代表質問でございます。

最終日、28日につきましては、日程1、一般質問ののち、日程2が、議案第1号など委員会付託案件の32件で、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

次の議案付託表につきましては、総務、建設、文教、民生の各常任委員会と議会運営委員会及び駅前等再開発特別委員会とで審査いただく案件でございます。

最後の所管別分割表につきましては、議案第1号、平成26年度一般会計予算及び議案第10号、平成25年度一般会計補正予算第7号について、付託された委員会で審査いただく内容でございます。

なおここで、所管別分割表につきまして一部訂正をさせていただきたいと思っております。

議案第10号、平成25年度一般会計補正予算第7号中の歳出、款3、民生費、項1、社会福祉費、目3、国民年金総務費につきまして、所管別分割表では12ページ、民生常任委員会に付託となっておりますが、こちら内容的には財源内訳のみの変更ということで、正しくは総務常任委員会に付託が正しいということで、3ページの総務常任委員会への付託ということで訂正をさせていただきます。

以上、事務局案の説明といたします。

○南野直司委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司委員長 異議がないようですので、それではそのように決定をいたします。

暫時休憩します。

(午前10時43分 休憩)

(午前10時46分 再開)

○南野直司委員長 再開します。

報告事項がありますので、事務局から説明をお願いします。

田村主査。

○田村事務局主査 2月20日の市長の平成26年度市政運営の基本方針に関する説明の際に、例年どおり写真撮影を行いたいとの申し出があります。また、3月5日、6日の代表質問時に質問議員の写真撮影を行いますので、よろしくお願いいたします。

○南野直司委員長 以上で本委員会を閉会いたします。

(午前10時47分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 南野直司

議会運営委員 東久美子